郡山市農業委員会農地基本台帳点検等実施要綱

平成20年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市農業委員会(以下「本委員会」という。)が整備する農地基本台帳 の適時・適切な情報の更新を図るため、その記載内容の点検及び補正(以下「点検等」とい う。)に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業 振興に資することを目的とする。

(点検等の対象となる事項)

第2条 農地基本台帳の点検等は、農地法第52条の2に定める記載事項であって、本委員会の区域内において該当する全てのものを対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施等)

- 第3条 本委員会は、毎年、小作地所有状況一斉調査に代わるべき事務処理として、7月から8 月までの間に農地基本台帳の点検等を実施するものとする。
- 2 前項の点検等は、農地基本台帳調査票の確認及び次項による調査を通じて把握した情報に基 づき実施するものとする。
- 3 農地基本台帳の記載事項のうち、農地基本台帳調査票の確認によって情報を把握することが できないものについては、別途、調査を実施するものとする。

(住民基本台帳等のデータとの照合)

第4条 前条による点検等のほか、農地基本台帳の記載事項のうち世帯及び経営農地等の状況については、毎年1回以上、住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合を行い、その結果を反映するものとする。

(随時補正の実施)

第5条 第3条による点検等及び前条による照合のほか、農業委員会の日常的な事務処理、農業 委員又は農地利用最適化推進委員の活動等を通じ、農地基本台帳の記載内容を補正する必要が あることが明らかとなった場合には、その都度、できるだけ速やかにこれを反映するように努 めるものとする。

(点検等の実施管理)

第6条 農地基本台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成 29年郡山市条例第23号)の施行の日から施行する。